

国の基本方針、カジノ管理委員会規則、国土交通省令等および  
地方公共団体の実施方針、事業者選定、実施協定等に関する提言

以下の提言を提出いたしますので、今後の進め方に反映いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

令和元年 6 月

一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構

1 全般

(提言内容)

今後、国が基本方針、カジノ管理委員会規則、国土交通省令等を制定し、地方公共団体が実施方針の策定、事業者の選定、実施協定の締結等を行うに当たり、2019年2月に日本観光・IR事業研究機構から国および関係地方公共団体に提出した意見を十分に踏まえて対応いただくよう、お願いします。

(提言内容の説明、参考資料等)

上記意見を参考までに別添します。

2 国の基本方針、規則等の案の早期発表

(提言内容)

地方公共団体、事業者等の多くが、基本方針、カジノ管理委員会規則、国土交通省令等の内容が早く明らかになることを希望しています。

従って、最終制定に先だって、基本方針はもちろんのこと、カジノ管理委員会規則、国土交通省令等（特に事業の企画に必要な部分）の案を早く公表いただくことを切に要望いたします。

3 カジノ行為の種類（法2条7項のカジノ管理委員会規則）

(提言内容)

ポーカーをカジノ管理委員会規則で認めていただきたいと思います。

(提言内容の説明、参考資料等)

ポーカーは世界中で行われているゲームであり、また、法2条7項の「顧客相互間で」に該当するものです。

4 カジノ施設（法2条10項）

(提言内容)

複数のカジノ施設をIR区域内で分散配置することを認めていただきたいと思います。もち

ろん、複数のカジノ施設の合計の面積が IR 施設全体の 3%以下という要件を遵守することを条件とします。

(提言内容の説明、参考資料等)

カジノ施設は、広いフロアのものだけでなく、個室のものと中小規模の非個室のものも用意し、客層等に応じた対応ができるようにする必要があります。

#### 5 基本方針の「区域の整備の推進に関する施策」(法 5 条 2 項 2 号)

(提言内容)

IR「区域の整備の推進に関する施策」は、法 3 条、4 条の国、地方公共団体の責務として「周辺地域の開発および整備、交通環境の改善」等が含まれていることから、基本方針の内容として、公的主体が「周辺地域の開発および整備、交通環境の改善」等の重要な内容であるアクセス対策、混雑対策等にも積極的に取り組むべきことを記載いただきたいと思います。

(提言内容の説明、参考資料等)

上記は当然のことですが、一部地方公共団体の中には、周辺対策まで事業者の責任と誤解しているふしもみられます。

#### 6 基本方針の「区域整備計画の認定」(法 5 条 2 項 4 号)

(提言内容)

政令等の基準を満たすことを前提にした上で、大都市ではない IR 区域の整備計画については、規模について大都市より柔軟な対応が必要であると思います。

(提言内容の説明、参考資料等)

政令等の基準が全国一律であることに反対するものではありませんが、これを満たしている候補地の中で、大都市ほどの規模がないことだけを理由に中小都市がハンディを負うことは、酷であると考えられます。

法 6 条 2 項の実施方針の関係部分および 9 条 11 項の認定についても同様です。

#### 7 実施方針の民間事業者の募集及び選定(法 6 条 2 項 4 号)

(提言内容)

- (1) 第三者機関が透明な手続で選定することが望ましいです。事業者の権利や利益を著しく害する等の合理的な理由がない限り、その名称、内容等を非公開にすることは適切ではないと考えます。
- (2) RFP 等の手続において、運営受託等を行う企業についてあまりに広範な範囲のものを早期に求めないようにすべきです。
- (3) ある応募企業グループについて資本参加と運営受託等を予定するカジノ事業者以外の企業は、他の応募企業グループからの運営受託等を禁じられるべきではありません。

ん。

さらに、ある応募グループに資本参加を予定するカジノ事業者以外の企業が他の応募グループに資本参加することも、積極的に禁じる理由はないと思われます。

(提言内容の説明、参考資料等)

(1) 極めて大規模な新しい種類の案件で社会的注目も高いものであり、一般の選定以上の透明性が必要です。

(2) RFP で記載する運営受託等の企業は、あくまでも indicative list であり、exhaustive list とすべきではありません。

こうした企業がかかわる業務は複雑多岐にわたり、その企業規模の小さいものも含まれると予想されます。これらすべてを RFP に網羅できるわけではありません。極端に言えば、開業直前に委託、請負等が決まるケースもあるでしょう。

(3) IR の業務のレベル向上のためには、例えば、X 応募グループについて資本参加するとともに宿泊施設を運営する予定である企業である数少ない一流企業 A が、Y 応募グループについてもその宿泊施設を運営しようとするのを禁じる理由はないと思います。

(本年 2 月の国、主要地方自治体に対する日本観光・IR 事業研究機構の意見)

「2 特定複合観光施設における実態・ニーズに対応した業務提供を可能にすること

各施設におけるサービス提供業務は、IR 事業者が直営で行うよりも優れたサービス提供者が行う方がいいケースも少なくない。従って、カジノ業務には非常に厳しい規制が必要である一方、各施設における非カジノ業務については、IR 施設の一体的運営の要件に留意しつつも、委託、再委託、賃貸等について過度の規制をかけないで、多様で良質なサービス提供ができるようにすべきである。」

## 8 実施方針の民間事業者の募集及び選定 (法 6 条 2 項 5 号)

(提言内容)

「設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保」のためには、何よりも、出資・融資の確実性、出資者の財務 (プロジェクトファイナンスの場合も含む。)・社会的信用等を徹底的にチェックすることが必要です。

また、選定された設置運営事業者についての不慮の事態によるリスクを避けるため、地方公共団体がバックアップ事業者も同時に選定することを提案いたします。

## 9 区域整備計画の記載事項 (法 9 条 2 項 9 号および 10 号)

(提言内容)

入場料納入金および納付金の使途は、当然のことながら、法 4 条の地方公共団体の責務とされているものが優先されなければならない、これを具体的額の予定を含めて記載すべきで

す。

#### 1 0 認定区域整備計画の変更（法 11 条 1 項の国土交通省令）

（提言内容）事業者が経済環境等に応じて柔軟な経営ができるように、国土交通省令で定める認定区域整備計画の軽微な変更の範囲を広くすべきです。

#### 1 1 カジノ先行開業の禁止（法 17 条 2 項）

（提言内容）

次のような場合は、17 条 2 項に該当しないことを確認ください。

「IR 施設の全体計画（延床面積：X ha）を二期にわけ、第一期は法 2 条 1 項 1 号から 5 号まで（及び 6 号）を含む諸施設（延床面積：X-Y ha）並びにカジノ施設（X-Y ha の 3% の面積）を開業し、第二期はその Z 年後（当初の認定期間 10 年以内）に残りの諸施設（延床面積：Y ha）及びカジノ施設（Y ha の 3% の面積）を開業する。ただし、第二期の完成および開業について、事業者および立地地方公共団体が確実なコミットをしていることを条件とする。」

（提言内容の説明、参考資料等）

大規模な IR 施設を一度に全面開業することは、非現実的な場合も多いと考えられています。シンガポールでも、一部開業が先行したと承知しております。

#### 1 2 株主等の社会的信用確保等（法 64 条のカジノ管理委員会規則）

（提言内容）

「カジノ事業者は、当該カジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置として、当該議決権等の保有又は譲渡を制限する措置その他のカジノ管理委員会規則で定める措置を講じなければならない。」とされているが、その具体的な内容を早期に示していただけるようお願いいたします。

また、当該規制により株式上場が制限されないこと、株式上場時の条件などを明らかにするべきです。

（提言内容の説明、参考資料等）

出資にかかわる深刻な事項で、早く内容を明らかにすることを多くの関係者が望んでいます。

#### 1 3 業務の委託等の認可等（法 95 条他およびカジノ管理委員会規則）

（提言内容）

業務委託等の契約について、カジノ管理委員会の認可等の必要な範囲および運用が事業を阻害しないようにするべきです。特にカジノ業務に係る契約又はカジノ行為区画内関連業務に係る契約（法 93 条等）以外については、多様で良質なサービス提供者を呼び込むため

にも、できるだけ契約の自由度を高めるべきです。

(提言内容の説明、参考資料等)

(本年2月の国、主要地方自治体に対する日本観光・IR事業研究機構の意見)

「2 特定複合観光施設における実態・ニーズに対応した業務提供を可能にすること

各施設におけるサービス提供業務は、IR事業者が直営で行うよりも優れたサービス提供者が行う方がいいケースも少なくない。従って、カジノ業務には非常に厳しい規制が必要である一方、各施設における非カジノ業務については、IR施設の一体的運営の要件に留意しつつも、委託、再委託、賃貸等について過度の規制をかけないで、多様で良質なサービス提供ができるようにすべきである。」

#### 1.4 カジノ施設の入場者の情報管理

(提言内容)

入場者に関する情報データの管理は国内において行うことが望ましいと思います。

また可能な限り国産の情報システムを使用すべきであると思います。

(提言内容の説明、参考資料等)

入場者に関する様々な情報データ(入場規制対象者情報、カジノ行為における収支情報など)の管理を、安全上の理由から、国外で行うことを認めず、国内での情報管理のみ許可すべきであると思います。

また、同じく安全上の理由と国内産業育成の観点から、可能な限り国産の情報システムを使用すべきであると思います。

#### 1.5 カジノ事業運営におけるセキュリティ統一基準について(システムセキュリティ、不適格者管理)

(提言内容)

- ・昨今のサイバーテロ等を考慮し、各種契約形態に基づくカジノ事業に係るシステムは、反社会的勢力に属する人物の情報など機密性の高い情報を取り扱っていると考えております。従いまして、高いセキュリティレベルの担保が必要と考えており、カジノ事業に係るシステム等のセキュリティ基準の統一化・明確化を提言致します。
- ・反社会的勢力に属する人物への入場制限措置について、国内三事業者間で差が出ないよう、共通した情報や判断基準を持つべきと考えております。反社会的勢力に属する人物について、個々のIR事業者だけでは判断が難しいと考えており、公平・公正なカジノ運営実現に向け、事業者間での不適格者・入場禁止対象者の情報共有や判断基準統一を図ることが肝要と思われまます。つきましては、カジノ管理委員会によるこうした措置の整備を提言致します。